

総務くらし建設委員会会議録

開 会 日	令和5年12月4日（月）午前9時30分	
閉 会 日	令和5年12月4日（月）午後1時41分	
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室	
出席委員	委員長 野村 弘 副委員長 川合ともゆき 委 員 伊藤真規子 ささせ順子 田崎あきひさ にしだ亮太 水野勝康 山田かずひこ わたなべさつ子	
欠席委員	な し	
欠 員	な し	
会議事件 のため出席した者の 職氏名	市長 市長公室長 次長兼企画政策課長 課長補佐 政策第2係長 人事課長 課長補佐 人事係長 行政課長 くらし文化部長 次長 たつせがある課長 課長補佐 交流商工係長 安心安全課長 課長補佐 環境課長 課長補佐 ごみ減量推進係長 建設部長 次長 みどりの推進課長 課長補佐	佐藤有美 日比野裕行 浅井俊光 安井寛樹 富田昌樹 正林直己 吉田菜穂子 宮下直幸 若杉雅弥 門前 健 嵯峨 剛 名久井洋一 西本 拓 中川暁敬 久保田直也 山際裕行 富田俊晴 森 健一 大谷 悠 磯村和慶 矢野克明 山本一裕 加藤紀子

	緑化推進係長 作石裕介 陳情者 ■■■■■ 趣旨説明者 ■■■■■	計 26 人
職務のため 出席した者 の職氏名	議長 岡崎つよし 議会事務局長 横地賢一 主任 浅井良和	
会 議 録	別紙のとおり	

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

陳情第7号 古民家解体移築事業凍結に関する陳情

委員長 陳情者から趣旨説明の申し出があったので発言を許可する。

陳情者 私たちは、古戦場公園に古民家を移築することについて、反対する署名を801人からいただいた。古民家に関する税金の使い方について、もったいないと思っており、今日はそのことについてお願いしたいと思って趣旨説明に来た。税金は市民が汗水垂らして働いて支払っている。市民が税金の支払いに遅れば、当然延滞金が加算される。そのぐらい厳しく、市民から毎年税金を徴収している。

私は以前この市役所で働いていた。当時の税務課職員が、不払いで引越した人の税金を受け取りに、東京まで行ったことがあった。また、私が在籍していた課が町内の会社に看板を書いてもらった時、その看板の代金を会社の人が会計課に受け取りに来庁した際、税務課の職員が待っていて、その場でそのお金を受け取っていった。市に税金が未払いだったからだと思われる。気の毒だと思ったが、市民にとって税金を払うことは当然なことであると思っている。

このように市民が支払った税金は、長久手市の職員の給料、議員の報酬、年金、医療、福祉、道路などの社会資本整備、さまざまな公的サービスを運営するための費用を賄うものである。現在、給料が上がらない中で、物価は上がっている。そんな中、新聞社が市長選挙の投票者にアンケートを実施した。「当選した市長に最も力を入れてほしい政策は何か」という設問では、「子育て支援や教育政策」は35.7パーセント、「医療や福祉の充実」は27.1パーセントで、合計62.8パーセントを占めていた。現在長久手市は、日本一若いまちとか言われているが、2030年には、高齢者が増加する。市長が公約されたことを実行していくためには、無駄は許されない。趣味と思われる古民家に1億円の税金を使うなどもってのほかだと思っている。広報ながくて令和5年12月号には、小学校の大規模改修に多額の税金が必要だと書いてあった。こういったことが、これからも出てくると思う。

市が古民家をもらったのは10年前とのことである。私たちは、そのようなことを知らなかった。そして、この古民家を何に使用するのか、どこに移築するのか、なぜ古民家をもらうのかという目的も定かではない。また、移築などの予算はどのように計画されたのか。そして、その土地を市が借りていることで、土地所有者の固定資産税は免除されている。しっかり計画されていれば、1年で済むと思われることが、10年経

っても、未だに整備できていないことが、私たちにとって、疑問である。

個人の趣味と思われるような古民家に約1億円の税金を使うなどのもつてのほかである。古民家に関わりたい人は、クラウドファンディングでもいいので、自分たちでお金を出し合って守っていかれたらいかがだろうか。

委員長 趣旨説明について質疑及び意見はあるか。

わたなべ委員 趣旨に記載されている801筆の署名を集めたときに苦労したことはあるか。

陳情者 友人と個人宅を訪問して署名をお願いしたり、歩いている人に声をかけて路上で署名してもらうこともあった。署名してくれた人からは、「そんな古民家はどこにあるか」「何に使うのか」などと聞かれたこともある。そもそも古民家がどこにあるか知らない人も多かった。

ささせ委員 陳情理由には、「10年間にわたり二転三転した」と記載されている。この複雑な経過は、市民から見ると二転三転したとを感じる人もいると思う。二転三転した理由は、市議会総務くらし建設委員会が出た意見に沿う形で市が改善を重ねた結果、二転三転したと捉えられてしまった。議員は市民の代表として委員会で発言している。市が市民の声に耳を傾けなければ、当初の計画どおり古民家事業は進んでいたかもしれない。これだけ遅れているのは、議員の声を市民の声として聞いてきたという変遷でもある。その点は、どのように感じているか。

陳情者 申し訳ないが、議員が市民の声を聞きに来たことなんて無い、と言っている人がたくさんいた。

水野委員 この陳情は、古戦場公園内への古民家移築を止めてほしいという趣旨であり、古民家自体を別途何かに活用することを止めることは含まれていないか。

陳情者 この古民家をどこに移築しても、喫茶店としても使えず、ただ公園内に設置するだけだと聞いている。古民家を設置して誰が見に来るのか、なぜ古戦場公園に設置するのか、と聞かれたこともある。

水野委員 陳情書には、古戦場公園内の古民家移築を止めてほしい旨記載されており、それ以外の記載はない。古民家自体を別途転用することも反対なのか。

陳情者 そのとおりである。記載事項が言葉足らずであれば申し訳ない。

趣旨説明者 今は古戦場公園に移築する計画だから、この陳情では計画中止を求めている。古民家移築自体を中止してほしいという趣旨である。

ささせ委員 市の玄関口である古戦場公園周辺に、物を大切にす文化の象徴として古民家が設置されることは時代に即しているのではないかと考えているが、どうか。

陳情者 古民家の移築後には維持管理費がかかると思う。寄附を受けたときの経過や今後どれだけの費用が必要かがみえてこない。市長公約を実行するには予算が必要である。だから、これからの子どもたちのため、市長

公約を実行することに税金を使ってほしい。

山田委員 陳情書の古民家解体移築の問題点として、「古民家を解体移築しても後々利用されることは少ない」と書いてある。古戦場公園周辺は、文化庁からの補助金や長久手中央土地区画整理組合から多額の寄附を受けてガイダンス施設を整備するなど、投資をして市の中心となる予定である。移築後の利用者が少ないという指摘の根拠はどのようなか。

陳情者 餅つきや駄菓子のお店にするとということも聞いたが、この古民家では飲食の提供ができないと聞いている。そもそも、文化庁から補助金が出るのか。

委員長 陳情者からの質問は認めないことになっている。

陳情者 私たちは文化庁からの補助金を受けられないと聞いていた。

趣旨説明者 尾張旭市や扶桑町にある古民家は、ほこりが被って鍵もかかったまま放置されている。来場者に聞いても評判はよくない。署名活動の際に、古民家の話をしても関心がない。こんな状態で本当に移築して利用されるのだろうかと感じている。

わたなべ委員 署名活動は何人で、どれぐらいの期間行ったのか。

陳情者 令和5年10月から11月までの約1か月半ぐらいである。

わたなべ委員 短い期間でも約800筆集まった。署名期間を長くするとすれば、どのような方法ができるか。

趣旨説明者 暑い中で30分ぐらい反対理由を聞かされて体調が悪くなったこともある。801筆という数字の裏にはさまざまな声があるので、数字だけみてもわからないと思う。

ささせ委員 県はこの古民家を1944年東南海地震、1959年伊勢湾台風などの自然災害を耐え抜いた点にも価値があると捉えているようである。価値が全くないことはないと思うが、どのように考えているか。

趣旨説明者 価値を全く認めないとは言っていない。移築する費用と効果が見合っていないので納得できないのである。

田崎委員 古戦場公園再整備計画自体には、反対していないのか。

趣旨説明者 反対していない。

田崎委員 古戦場公園再整備計画の予算の裏付けではなく、古民家に関する予算の裏付けに不透明感を感じているのか。

趣旨説明者 古民家に関する予算の裏付けがよくわからない。

田崎委員 令和5年11月16日に、801筆の署名を市長に提出したとのことだが、市長は受け取る際に何か発言されたか。

陳情者 「ありがとうございます」と言って署名を受け取られた。

趣旨説明者 「皆さんとよく相談した上で、どうするか後で決めます」ということも言っていた。

委員長 特に質疑がないようなので趣旨説明を終了する。

委員長 ■■■氏から、古民家解体移築事業凍結に関する陳情書が持参により

提出された。委員会としてどのような処置とすべきかについて、意見はあるか。

水野委員 この事業については、市長が事業の再検討をしている段階である。また、12月には市民から幅広く意見を聞くと聞いている。この陳情は、市長が判断する際の参考になると考えるので、「本市の当該関係機関に善処方を求める。」がよいと考える。

山田委員 議会でも散々議論をしてきた案件であり、議員も内容を知っている。「各議員への配付に留める。」でよいと考える。

わたなべ委員 市民が古民家について知らない中、約1か月の署名活動で801筆の署名が集まったことを考えると、「本市の当該関係機関に善処方を求める。」がよいと考える。

田崎委員 市長が署名を受け取られた際には、よく考えるという旨の発言があったとのことである。「各議員への配付に留める。」だと、市長に対して、議会に陳情があったことすら届かない。801筆の署名の重みも含めて執行部で判断すべきと考えるので「本市の当該関係機関に議会に対して陳情があった旨を伝える。」がよいと考える。

委員長 委員会の処置として、複数の意見が出ているため、挙手による採決とする。まずは「本市の当該関係機関に善処方を求める。」ことについて、賛成の委員の挙手を求める。

<挙手2人>

委員長 つづいて、「本市の当該関係機関に議会に対して陳情があった旨を伝える。」ことについて、賛成の委員の挙手を求める。

<挙手2人>

委員長 つづいて、「各議員への配付に留める。」ことについて、賛成の委員の挙手を求める。

<挙手4人>

委員長 陳情第7号は、各議員への配付に留めることとする。

陳情第5号 地元自治体との連携による商工会支援体制の強化と地域商工業振興に対する施策の拡充に係る陳情

委員長 愛知県商工会連合会及び長久手市商工会から、地元自治体との連携による商工会支援体制の強化と地域商工業振興に対する施策の拡充に係る陳情書が持参により提出された。委員会としてどのような処置とすべきかについて、意見はあるか。

水野委員 市内商工業者の生の声である。「本市の当該関係機関に善処方を求める。」もしくは「本市の当該関係機関に議会に対して陳情があった旨を伝える。」がよいと考える。

わたなべ委員 物価上昇やインボイスが始まったこともあるので、商工会への援助や商工会に加入していない事業者への援助も必要と考える。その点を鑑み

て「本市の当該関係機関に善処方を求める。」もしくは「本市の当該関係機関に議会に対して陳情があった旨を伝える。」がよいと考える。

山田委員 「本市の当該関係機関に議会に対して陳情があった旨を伝える。」がよいと考える。

田崎委員 この陳情は例年「本市の当該関係機関に善処方を求める。」という処置をとっている。毎年アップデートされた陳情が提出されているため、同様の処置が適切と考える。

委員長 当該関係機関に善処方を求めることについて、異議はあるか。

<異議なし>

委員長 陳情第5号は、当該関係機関に善処方を求めることとする。

委員長 この際、暫時休憩。

<午前10時16分休憩>

<午前10時30分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

市長 あいさつ

議案第56号 財産の買入れについて

環境課長 議案第56号について説明

川合委員 香流苑建設当初は地価が安かったはずである。これでは尾張旭市が丸儲けではないか。

環境課長 まず組合の解散時に不動産鑑定評価をして、令和5年度には時点修正して評価額を見直している。当時の価格で買入れることはできないため、現在の評価額で買入れる。

田崎委員 令和3年度と令和5年度の評価額の乖離はどのようか。

ごみ減量推進係長

令和3年12月時点の不動産鑑定評価額により令和5年度当初予算に計上している。令和5年8月に改めて不動産鑑定評価を行ったところ、地価上昇率は4.4パーセントであったため、時点修正した。その後、令和5年第3回定例会で補正予算の増額が議会で可決されている。

田崎委員 過去の不動産鑑定評価額はいくらだったのか。

ごみ減量推進係長

令和3年12月1日時点では、1平方メートルあたり6万7,000円、令和5年8月1日時点では、1平方メートルあたり6万9,900円であり、4.4パーセントの上昇率となっている。

田崎委員 令和3年の不動産鑑定評価額で買入れればよいと考えるが、できない理由があるのか。

ごみ減量推進係長

本市と尾張旭市との間で締結した覚書には、「旧香流苑閉鎖業務が完了した後、長久手市は尾張旭市が所有する旧香流苑の土地及び建物の持ち分を全て買収する。」という条項があるためである。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 58 号 尾張東部衛生組合格約の一部を変更する規約について

環境課長 議案第 58 号について説明

わたなべ委員 議案の概要には「組合市間で齟齬が生じないようにするため」とあるが、今までは齟齬が生じていたのか。

環境課長 これまでは生じていないが、今後大規模工事が予定されているので、より細かく意思疎通ができるようにするためである。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 57 号 リリモテラス公益施設及び長久手中央 2 号公園の指定管理者の指定について

たつせがある課長

議案第 57 号について説明

にしだ委員 指定管理者が代わることで、リリモテラス事業の四つの柱とリリモテラス運営協議会はどうなるのか。

たつせがある課長

今後もリニモテラス事業の四つの柱として続いていく。また、リニモテラス運営協議会は、これまで運営に関わる提案やイベントを行ってきた。今後は運営協議会に所属している観光交流協会や国際交流協会がプレイヤーとしての活動を行っていくことになると思う。

にしだ委員 長久手中央2号公園が指定管理になることで制限されることはあるか。

たつせがある課長

長久手中央2号公園については、「活用の手引き」に制限事項をまとめている。既存の事業はプレイヤーと対話をしながら続け、新たな事業はさらに発展させていく。

にしだ委員 「活用の手引き」があるとのことだが、指定管理にしても利用に関して市が助言することはできるのか。

たつせがある課長

協議しながら進めていきたい。

にしだ委員 公益施設内のカフェと指定管理区域の線引きについてどのように考えているか。

たつせがある課長

指定管理区域とは別に、市がカフェスペースとして行政財産目的外使用の許可をしている。この形を今後も続けていきたい。

にしだ委員 現在の指定管理料には公益施設内の備品代が含まれておらず、椅子や机が途中で撤去されたこともあった。今後5年間で備品が新たに必要となった場合は、市が別途契約を結んだり、指定管理者に設置を依頼したりできるのか。

たつせがある課長

普段の業務で必要であれば、基本的に指定管理者が購入して対応することになる。

にしだ委員 指定管理者選定委員会の構成員と審査項目はどのようなか。

行政課長 長久手市指定管理者選定委員会要綱では、「学識経験者、公募による市民、その他市長が認める者」と規定されている。現在は、学識経験者として、大学教授、弁護士、税理士等の6人と、公募による市民1人の計7人に委嘱している。

たつせがある課長

利用者の施設の平等な利用の確保、適正な管理運営、設置目的の効果的な達成、効率的な管理運営、実際に指定管理業務を行うにあたっての物的・人的能力、個人情報保護等の規定が審査項目として挙げられている。

にしだ委員 指定管理者同士の引き継ぎは十分に行われるか。

交流商工係長 この議案の可決後、令和6年1月頃をめどに現行の指定管理者と新たな指定管理者、市、カフェのオーナー、利用者などとの引き継ぎを行う。

3月までの引き継ぎのスケジュールについては、新たな指定管理者が考えるので、それに基づいて市も一緒に進めていくことになる。

山田委員 選定委員会の会議録から読み取れない範囲で審査に影響した部分はあるか。

たつせがある課長

審査項目にある設置目的の効果的な達成について、プレイヤーの活動をどのように支えていくかという点で影響が出ているのではないかと考える。

わたなべ委員 今回、指定管理期間を5年間にした理由はどのようなか。

たつせがある課長

開館したばかりで今後の予想がつかなかったので、現指定管理期間は3年間としていた。2年半が経ち、プレイヤー、指定管理者、個人の役割が明確になってきたので、スタッフの雇用なども考慮して今回は5年間とした。

山田委員 新たな指定管理者の事業計画書に飛び抜けた提案はあったか。

交流商工係長 大きなイベントを1回開催してもつながりが作れないので、コンスタントに訪れてもらえるような仕掛けを意識してもらえよう、設置目的である「新たなつながりをつくる場」を意識した仕様書にした。新たな指定管理者は、豊明市にある類似施設で運用実績がある。積極的に市民の活動を取り入れながら、団体と一緒に取り組んでいる意識が他の事業者よりも強かったことが評価されていると考えている。

伊藤委員 令和2年度の指定管理者選定委員会では、参考人から「活動コーディネーターへの委託内容については、市の意見がある程度反映させる必要があると思う。」との発言も出ていた。今回の活動コーディネーターの選定について、何か追加したことはあるか。

たつせがある課長

仕様書にはコーディネートに関する業務として次のことを挙げている。プレイヤーの活動支援、公益施設と長久手中央2号公園のプレイヤー同士をつなぐマッチング、潜在的なプレイヤーの発掘である。指定管理者は、これらの部分を重視しながら活動コーディネーターの選任をしていくことになる。今回変わった点としては、指定管理者が活動コーディネーターを担うことが可能になったことである。新たな指定管理者は類似施設での実績もあり、その経験も踏まえて活動コーディネーターを配置すると聞いているので、市としても期待している。

田崎委員 長久手中央2号公園の「活用の手引き」において、必要な鍵は使用する前日に市役所のたつせがある課で借用するとなっているが、現在でもそのような運用なのか。

交流商工係長 そのとおりである。初めての利用の場合には、職員と一緒に公園まで行って分電盤の使い方をレクチャーしながら貸し出すこともある。令和6年4月以降は、指定管理者が鍵の管理を行うようになるので、運用が

変わる可能性はある。

田崎委員 現在の指定管理者が、鍵を管理できない理由は何か。

交流商工係長 長久手中央2号公園は、現在の指定管理の管理区域外である。そのため、市が鍵の管理をしている。

田崎委員 公益施設と公園が指定管理区域となるが、収益事業として特筆した事項はあるか。

たつせがある課長

これまで管理区域が公益施設の狭い範囲にとどまっていたが、長久手中央2号公園も広く使えるようになるので、活用しながら収益につなげていければよいと考えている。

田崎委員 「活用の手引き」には、音出し可能時間が午後8時までとなっているが、後ろ倒ししてほしいとの声も聞く。許可する主体はどこか。

交流商工係長 令和6年4月以降は、許可権者が市から指定管理者に移る。「活用の手引き」は、長久手中央2号公園利用促進協議会などのステークホルダーと話し合って作り上げたものである。新たな意見が出れば、「活用の手引き」を変えていき、それに基づいて許可を出すこともあり得る。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第60号 長久手市都市公園の指定管理者の指定について

みどりの推進課長

議案第60号について説明

わたなべ委員 一般社団法人長久手緑化事業協力会は、どのようなメンバーか。

みどりの推進課長

市内造園業者6者で構成している。

わたなべ委員 個人でも協力会に加入できるのか。

みどりの推進課長

造園業者の社員が構成員となるため、個人としては加入できない。

わたなべ委員 構成員は何人ぐらいか。

みどりの推進課長

約60人である。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 61 号 長久手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
人事課長 議案第 61 号について説明

質疑及び意見 なし

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員派遣について

委員長 令和 6 年 1 月 25 日に所管事務調査を実施する。愛知県豊明市役所及び株式会社アイシン（愛知県刈谷市）において「オンデマンド型乗合交通について」を調査事項とし、全委員参加とする。本件について、以上のとおり委員派遣とすることに異議はあるか。

＜異議なし＞

委員長 異議なしと認める。については、所管事務調査のため 1 月 25 日、愛知県豊明市及び愛知県刈谷市へ全委員を派遣することとし、議長へ派遣承認要求書を提出する。

所管事務調査

1 本市における公共交通の今後について

企画政策課長 本市の公共交通の現状について、リニモが市内を東西に運行している。

市のN-バスが5路線、名鉄バスが運行されているほか、日進市、尾張旭市、瀬戸市からコミュニティバスが愛知学院大学やリニモ長久手古戦場公園駅に乗り入れている。

利用実績について、平成30年度から令和4年度までの5年間で、リニモの年間利用者数は、約909万6,000人から約851万3,000人になり、うち市内駅の利用者は約375万5,000人である。名鉄バスは、約83万3,000人から約72万8,000人になっている。N-バスは、約26万1,000人から約13万3,000人になっている。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、公共交通の利用者が令和2年度から大幅に減少したが、令和5年度には、リニモについてはコロナ禍前程度までの回復が見込める状態だと聞いている。名鉄バスも、コロナ禍前に近い数字まで利用者が戻ってきているとのことである。N-バスだけは、コロナ禍前の状況に戻っておらず、N-バスは令和3年度に路線再編、令和4年度からの高齢者の運賃有料化も影響していると考えている。

令和4年度のN-バスの路線別利用実績について、東部線は極端に少なく、三ヶ峯線の利用者の多くは、三ヶ峯ニュータウンから東小学校への通学の児童であることから、東部エリアの路線の利用が少ない状況である。

地域公共交通計画の位置付けについて、令和2年の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」に名称が変更となった。現在、令和6年度から令和10年度までの5年間の計画期間とした「地域公共交通計画」を策定中である。従来の公共交通に加え、福祉有償運送やスクールバスなど、地域の多様な輸送資源を総動員した取り組みにより、ネットワークを形成することを目的とした計画となる。

地域公共交通会議は、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する組織であり、学識経験者、交通事業者、市民、関係団体、市職員の17人の委員で構成されている。今回策定する地域公共交通計画についても、この地域公共交通会議で協議している。例年は、地域公共交通会議を年3回実施しているが、令和5年度は計画策定の年ということもあり、年5回の会議を予定している。直近では令和5年12月19日に4回目の公共交通会議を実施する予定である。

アンケート・市民ワークショップの結果概要について、第二次地域公共交通網形成計画の事業評価を行うため、目標達成状況、公共交通に対する市民意識等の把握を目的に実施した。高校生以上の在住者を無作為に4,000人抽出し、郵送とウェブで、1,547件の回答を得ており、回答率は38.7パーセントであった。このアンケートで、公共交通の利用状況はリニモ、名鉄バス、N-バス、タクシーの順で多いことがわかった。リニモの利用者は若年層が多く、N-バスとタクシーの利用者は高齢者層が多い。最寄りのバス停までの徒歩移動を困難に感じている人の割合

が前回の調査から少し上昇していた。リニモに比べて、バスの運行状況に関する認知度が低いということもわかった。市内を移動しやすくするために必要と考える公共交通として「利用者が多い地域はN-バス、利用者が少ない地域はデマンド型の運行」を希望する割合が5割を超える結果となった。

市民ワークショップについては、令和5年度に中学校区単位で3会場にわけ、長久手市役所、杖ヶ池体育館、福祉の家で実施した。この中でも、公共交通機関同士の乗り継ぎのしやすさを求める声、デマンド交通の導入を求める声もあった。東部エリアでは、N-バスの運賃を上げてでもサービスを充実させることを求める声もあった。

これらの結果から本市の公共交通の現状における特徴や課題がみえてきた。一つめは、市の東西で地域の特性が異なることである。市西部は、人口が多く公共交通網が充実している。一方で、市東部は、人口が少なく高齢者の割合も高い、バス停までの徒歩移動を困難に感じる割合が高く、N-バスの利用が少ないことである。二つめは、公共交通間の連携の強化である。N-バスと他の公共交通との乗り継ぎが不便であるとの声がある。また、名鉄バスとN-バスの路線が重複する区間がある。例えば、藤が丘駅から愛知医科大学病院までの区間は、名鉄バスとN-バスが同じところを走っている。三つめは、高齢化の進行への対応である。高齢化の進行に伴い移動困難者の増加が想定されている。また、利用者からデマンド型交通の導入を求める意見も出てきており、公共交通に対する市民意識の変化がみられる。四つめは、自動車利用が多いことである。公共交通を日々の移動の選択肢とする割合が少ないことがわかった。

それぞれの移動手段の役割として、リニモ、名鉄バスは基幹交通としての機能があり、N-バスはそれを補助する補助交通の機能を持たせている。タクシーは、個別輸送という立ち位置である。その他として、福祉有償運送やスクールバスなどの移動手段が市内を運行しており、既存の公共交通では対応しきれていない移動ニーズをカバーしている。

取り組みの基本的な方向性として、市西部では、利用促進の強化をしていく必要がある。市東部では、公共交通ネットワーク改善の検討が必要である。

令和6年度から5年間の計画期間中に取り組む事業として、基幹交通（リニモ・名鉄バス）の維持、地域特性に合った補助交通（N-バス）の確保（N-バス路線見直し、市外の公共交通機関との連携、新しい移動手段の検討）、地域の移動支援の活用による移動困難者や交通弱者への移動手段の確保・維持、公共交通の乗り継ぎの利便性向上、各関係機関と連携した利用促進の展開、市民参加型の利用促進の展開・継続、周知・広報活動の強化、公共交通マップの更新の8つを新たな計画に盛り込む。

この計画は、令和5年12月19日の4回目の地域公共交通会議で、地

域公共交通計画の素案を検討いただき、令和6年1月にパブリックコメント、3月上旬の地域公共交通会議を経て、計画を策定するスケジュールで考えている。本市の公共交通の今後については、リニモ・名鉄バスの基幹交通を補助する形で、N-バスが運行されてきたが、地域特性に応じて、N-バスだけでない新たな移動手段の検討が必要な時期になってきた。今後、デマンド型の導入の有無を含め市民の声を聞いて、どのように進めていくかを、この計画期間の中でしっかり決めて進めていきたいと考えている。

山田委員 東部エリアを走るN-バスの本数を増やしたら、N-バスに乗ってもらえるのか。

安心安全課長 東部エリアは利用対象人口が少ないので、西部エリアを手薄にして東部エリアを充実させても、現在ほどの利用者数と収支率は見込めないと考えている。

企画政策課長 今回のアンケートで、「公共交通での移動を第一に考える」と回答した人の小学校区別の数字は、西小学校区 36 パーセント、市が洞小学校区 29 パーセント、東小学校区 18 パーセントである。東小学校区は公共交通での移動を第一に考えている人が少ないことがわかっている。

山田委員 東部エリアの利用者数は、小学生の通学利用の割合が多いと考えている。東部エリアの本数を増やせば乗る人が増えるのかどうかを確認することが大切と考えるが、いかがか。

安心安全課長 N-バス三ヶ峯線の利用者は、三ヶ峯ニュータウンから東小学校への通学児童がほとんどを占めている。過去のアンケートから紐解いても、医療機関や公共施設に行くために利用していることは把握しているが、それ以上の情報はない。

山田委員 現在策定中の立地適正化計画と公共交通網をどのようにつなげていくつもりか。

企画政策課長 人口が集中する場所には公共交通が必要になってくる。今後の市の人口分布を加味しながら公共交通の適正な運行を考えていく必要があると考えている。

わたなべ委員 デマンドタクシーの料金形態はどのように検討しているか。

企画政策課長 東部エリアからも、N-バスのみならず「デマンド」という言葉も聞こえてくるようになってきた。まずは、デマンド交通の在り方を研究する。デマンド交通ありきではないが、移動手段の在り方について考えていきたい。

伊藤委員 次回のN-バスの路線見直しはいつ頃か。

安心安全課長 これまで5年程度で路線再編をしてきている。現在策定中の地域公共交通計画では、リニモや名鉄バスを始め、新しい移動手段も含めて、より連携がとれたサービスが提供できるようにしていきたいと考えており、単純な路線再編にならない。現時点で次の路線見直しの時期がいつかは答えられない。

伊藤委員 路線についてはいろんな意見が出てくると思うが、最終的に誰が決めるのか。

安心安全課長 現在策定中の公共交通計画で基幹交通と補助交通のN-バスがより連携した在り方を検討している。その中で路線の長さや本数などを加味して決めていく形になる。

ささせ委員 過去のアンケートでは、公共交通の移動を第一に考える割合が低かったが、N-バスが不便だからわざわざ家族に自動車での送り迎えを頼んでおり、それをアンケートにも書くから、N-バスが不要との結論になっているのではないか。今後意見を聞く機会があれば、より実態がわかるようなアンケートをつくって確認していただきたいが、どうか。

企画政策課長 本当の声を聞こうとしたら、その期間中はN-バスを東部エリアに走らせずに、「新しい施策で導入するので、この施策を利用してください」という方法をとらないと、市民の声が聞こえてこない。家族の助けがあって移動できているのかどうかは、調査をしっかりとしないと本当の声が聞こえてこないなので、今後しっかりと声が拾えるような体制をとっていきたいと考えている。

委員長 質疑がないようなので本市における公共交通の今後についての所管事務調査を終了する。

委員長 この際、暫時休憩。

<午前 11 時 59 分休憩>

<午後 1 時 15 分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

2 アグリサポート事業内容について

みどりの推進課長

アグリサポート事業について、長久手の農を支え、さまざまな人材を農地につなげ、地域農業の再生を図るため、六つの関連主要事業を総じてアグリサポート事業としている。令和5年度から、これまで直営で運営していた農楽校事業を外部委託とした。新たに、市民が気軽に相談できる農アドバイザー事業、耕運機などを貸し出す農機具貸出事業を開始した。

アグリサポート事業の主要事業の体制について、農地マッチング支援事業については、令和3年10月から開始して、みどりの推進課で事務をしている。また、市民農園事業、営農相談事業、農機具貸出事業、農楽校事業については、令和5年4月から一般社団法人長久手アグサポ倶楽部に一括で委託をしている。この団体は、令和4年度まで市民農園指導委託を受託していた団体と、農楽校の運営に携わっていたコーチ、ボランティアスタッフ及び農政を担当していた元市職員が集まり、法人と

して設立したものである。なお、アグリサポート事業振興施設（旧集出荷選果場）を拠点として活動をしている。有害鳥獣対策事業については、引き続き長久手猟友会へ委託している。

主要事業として、1項目め、農地マッチング支援事業については、令和3年10月から事業を開始して、現在32件の貸し手の登録がある。また、令和5年10月末時点では、12件の借り手とのマッチングが成立している。今後も引き続き農地マッチング支援事業を継続して、遊休農地の解消を進めていきたいと考えている。2項目め、市民農園事業について、一区画30平方メートルが66区画あり、全てが現在利用されている。利用期間は3年間となり、希望があれば、さらに2年間の延長ができ、最大で5年間利用できる。利用料金は、年間で1万5,000円である。3項目め、営農相談事業について、相談料は無料、予約制で農楽校のコーチなどが相談相手となっている。農協の営農相談と差別化をするために初心者向けの相談を積極的に実施している。また、新規就農者には、あぐりん村への出荷方法などの支援も行っている。4項目め、農機具貸出事業について、耕運機、草刈機は、有料で貸し出し、剪定枝粉碎機は、民有地緑化の維持管理を支援し緑地保全を図っていく施策として、無料で貸し出ししている。なお、草刈機4台については、令和4年度までは燃料なしで無料で貸し出ししていたが、利用者負担の観点から、燃料満タンの貸し出しで有料化し、一般社団法人アクサポ倶楽部に委託をしている。なお、利用料金は、肩掛け草刈機1回300円、自走式草刈機1回2,500円、耕運機1回1,500円、アルミブリッジ1回300円である。5項目め、農楽校事業について、基礎コース、農力向上コースがある。農力向上コースについては、基礎コースの修了者で自主的な栽培管理が可能な人が受講できる。毎週水曜日に年間50回程度の実習、金曜日に年間10回程度の座学の講義も実施している。なお、前熊前山地内の畑のほか、東山地内の水田で水稻の実習も実施している。6項目め、有害鳥獣対策事業について、長久手猟友会にイノシシやハクビシン等の捕獲の委託をしている。市の鳥獣被害防止対策協議会と協力して事業を行っている。

市が目指す営農開始までのフローについて、本格的に就農希望する者と自給的な小規模農業、家庭菜園を希望する者では、多少フローが異なる。自給的な小規模農業を目指す者は、まず営農相談事業を利用し、農楽校事業や市民農園事業を利用する。その次に準備の段階として、農地探しとして農地マッチング支援事業、農機具探しとして農機具貸出事業を利用してもらう。その後、あぐりん村等への出荷支援や営農相談事業や農楽校事業で出荷方法の講習も利用してもらえる。

この事業を推進することにより、遊休農地の解消を進め、市の農業振興をしていきたいと考えている。

わたなべ委員 長久手猟友会には、何人が所属しているのか。

農政係長 30歳代から70歳代までの約30人が所属していると聞いている。

わたなべ委員 猟銃を持っていないが、猟友会に入りたい場合はどうすればよいのか。
農政係長 長久手猟友会は市の付属機関ではないので、入会について言及する立場にない。市に問合せがあれば、会長の連絡先を案内している。

課長補佐 わなによる狩猟もあるので、必ずしも猟銃を所持している必要はないと思われる。

山田委員 農地マッチング支援事業について、田の貸し借りが多いのか。
農政係長 貸したい人は田、借りたい人は畑が多い。
山田委員 田を埋め立てて、畑に転用することも可能なのか。
農政係長 地主が了解すれば可能である。
山田委員 草取りなどは貸主、借主のどちらが負担するのか。
農政係長 基本的には借主が管理することになるが、最終的には当人同士での話し合いで決まる。

山田委員 賃貸借費用も発生するのか。
農政係長 市は貸し借りをしたい人の相談の場をセッティングするだけである。マッチング後は当人同士で諸条件も含めて話し合うことになり、市は話し合いの結果だけを聞く形としている。

水野委員 相談を受けてから実際に就農に至るのはどれぐらいか。
農政係長 本格的な新規就農者は、数か月で始める人もいる。現状では、サラリーマンを辞めてから農業を始めたいという人もおり、数年かけて就農する人もいる。農業大学校に入ってしっかり勉強してから始める人もおり、さまざまである。

水野委員 相談や体験だけで就農まで至らない人もいると思うが、就農を断念した理由は把握しているか。
農政係長 高齢で跡継ぎがいなくて農業を辞める人が多いと聞いている。
ささせ委員 農業大学校とはどのような仕組みか。
農政係長 県の農業改良普及課には、新規参入者の相談窓口がある。その中の営農に至るまでの方法の一つとして、農業大学校があると認識している。

ささせ委員 どうすれば農業大学校に入学できるのか。
農政係長 愛知県立農業大学校である。問合せがあった場合には、県に聞いてほしいと回答している。

ささせ委員 農業を生業としている世帯はどのぐらいか。
農政係長 令和2年度の農林業センサスでは、市内の専業の販売農家は3人となっている。

山田委員 市民農園は66区画すべてが利用されているとのことである。家庭菜園をしたい人も多いと思うが、マッチング事業に出てきた農地をそのまま市民農園として活用する考えはないか。

みどりの推進課長 市が農地を持つことはできないので、基本的には市民農園で学んだ人にはマッチング支援事業を使って借りてもらうか、市民農園以外の農園を使ってもらいたいと考えている。

山田委員 市が市民農園として借り受けることはないが、借りるための手助けはしてくれるのか。

みどりの推進課長

田だと面積が大きいので、複数人で借りている人もいる。例えば市民農園で知り合った仲間と一つの田を三、四人で営農している場合もあるので、そういったことも可能だと案内していきたい。

委員長 質疑がないようなのでアグリサポート事業内容についての所管事務調査を終了する。

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午後 1 時 41 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和 5 年 12 月 4 日

総務くらし建設委員会委員長 野村 弘